

市民活動サポートセンターの概要

1 市民活動サポートセンター運営事業の目的

市民公益活動の拠点として、市民活動サポートセンター、地域（久里浜、追浜）市民活動サポートセンターを運営することにより、市民公益活動を促進し、市民協働型まちづくりの一層の推進を図る。

<市民活動サポートセンター 経緯>

時 期	内 容
平成 11 年 11 月 1 日	市民活動サポートセンター（汐入）開設 ※市直営
平成 13 年 9 月 4 日	久里浜市民活動サポートセンター 開設
平成 13 年 10 月 1 日	運営委託開始（汐入） 受託事業者：特定非営利活動法人 YMCA よこすかコミュニティサポート ※公募
平成 14 年 11 月 1 日	追浜市民活動サポートセンター 開設
平成 16 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始（1回目） 指定管理者：特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポート
平成 20 年 11 月 1 日	指定管理者による管理運営開始（2回目） 指定管理者：上記 NPO 法人
平成 25 年 4 月 1 日	同 上 (3回目)
平成 29 年 4 月 1 日	同 上 (4回目) (～令和3年3月31日)

2 市民活動サポートセンター（汐入）の概要

(1) 事業の目的

市民公益活動のための打ち合わせや作業の場を提供するとともに、情報収集や情報発信、他団体との交流を促すなど、市民公益活動の拠点として、市民公益活動を支援する。

(2) 施設の概要

名 称	横須賀市立市民活動サポートセンター
所 在 地	横須賀市本町3丁目27番地
開設年月日	平成11年11月1日
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
床 面 積	782.27 m ²
開 館 日	年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く全日 午前9時～午後10時
施 設 内 容	ベ이스クエアよこすか一番館1階 交流サロン、ミーティングスペース、ワーキングコーナー、 情報コーナー、掲示板、活動紹介コーナー、多目的ルーム、 キッズコーナー、ロッカー、レターケース、給湯室、トイレ 等

(3) 事業の概要

- ① 交流促進機能
市民活動を行う者の交流場所の提供
- ② 活動支援
事務的活動の場の提供、相談支援の実施
- ③ 情報収集・情報発信支援
市民活動に関する情報収集、情報発信の場の提供

3 市民活動サポートセンターの運営について

「市民活動サポートセンター条例」に基づき、市立市民活動サポートセンター(汐入)について、指定管理者による管理対象施設としている。

(1) 指定管理者が行う業務(詳細は「資料3-2 業務仕様書を参照」)

- ① 市民活動サポートセンターの使用の許可に関すること。
- ② 市民活動サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ③ 市民公益活動に関する情報の収集及び提供、相談並びに連絡調整に関すること。
- ④ 市民公益活動と市民公益活動の民間相互支援の促進に関すること。
- ⑤ その他市長が定める業務

(2) 指定管理者の選考にかかる評価基準(参考)

「市民活動サポートセンター条例」第7条(指定管理者の指定)の基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が次のとおりであること。
 - ア 横須賀市立市民活動サポートセンターの適切な維持及び管理を行うとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - イ 市民公益活動と市民公益活動の民間相互支援を促進することにより、市民協働のまちづくりを推進することに資するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

※（参考）その他「市民活動サポートセンター運営事業」について

1 久里浜市民活動サポートセンター、追浜市民活動サポートセンター

（1）事業の目的

主に久里浜・追浜を中心とする地域で市民公益活動を行う団体・個人に事務的活動の場を提供し、市民公益活動を促進する。

（2）施設の概要

＜久里浜市民活動サポートセンター＞

所在地	横須賀市久里浜4丁目4番10号
開設年月日	平成13年9月4日
床面積	44.73㎡ (29.73㎡+15.00㎡)
開館日	年末年始、ウイング久里浜休館日、機器点検日を除く全日 午前10時～午後7時30分
施設内容	ウイング久里浜6階 ミーティングスペース、ワーキングコーナー

＜追浜市民活動サポートセンター＞

所在地	横須賀市追浜本町1丁目28番地5
開設年月日	平成14年11月1日
床面積	58.00㎡
開館日	年末年始、サンビーチ追浜休館日、機器点検日を除く全日 午前10時～午後7時30分
施設内容	サンビーチ追浜4階 ミーティングスペース、ワーキングコーナー

（3）事業の概要

日常的な施設の維持管理や利用者対応を市民サービスセンター（役所屋）職員に依頼して運営する。

事務的活動のため、ミーティングスペースの提供、印刷機等の設置を行う。

2 市民活動サポートセンター運営懇話会

（1）事業の目的

市民活動サポートセンター運営委員会を開催し、利用者のニーズにあった、より良いサポートセンターの運営について検討する。

（2）事業の概要

公募市民9名及び市民生活課長1名（定数15名以内）の計10名で構成され、サポートセンターにおける課題を把握し、利用者の立場に立った、より良い運営を検討する。年4回開催。